

令和元年度 第4回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

令和元年8月9日開催
(公 開 用)

高野町農業委員会

令和元年度 第4回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時** 令和元年8月9日(金)
- 開会時刻** 午前10時00分開会
- 開催場所** 高野町役場 2階 大会議室
- 出席委員** 2番 井阪 晴美 4番 井手上 治己 6番 森脇 伸宜
8番 上田 静可 9番 柳 葵
以上5名出席
- 欠席委員** 3番 梶谷 廣美 5番 西辻 政親 7番 下名迫 勝實
以上3名出席
- 事務局員** 事務局長 小西 敏嗣
事務局員 門谷 佳彦・辻本 香織・谷 愛梨・民農 里英
- 関係者**
- 議事事項** 議案第1号「農地法第2条 非農地証明交付申請の承認」について
報告第7号「令和元年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会」について
その他
- 議事内容** 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（民農里英） おはようございます。定刻となりましたので、令和元年度第3回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日出席委員5名、欠席委員3名、83番梶谷委員、7番下名迫委員、5番西辻委員です。高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立しておりますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局長

改めまして、おはようございます。お盆のお忙しいところ、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。ちょっと急な猛暑で暑い日が連日続いてますので、作物もそうなんですけども、ちょっと熱中症対策、十分に気をつけていただきたいと思います。あと農作業、大変きついんですが、よろしく願います。また、うちのほうも調査等でいろいろ御足労願うかと思っておりますけども、どうぞよろしく願います。

以上です。

事務局（民農里英）

ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。

本日の署名委員は8番上田委員、2番井阪委員にお願いいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしく願います。

議長

改めまして、おはようございます。何か暑い日が毎日続いてます。この前、ホップのことにホップありましたけど、皆さんこのようにみんな参加していただいた人ばかりですんで、ありがとうございます。いろんなビールもあって、飲みたかったんやけど弱いんであかんし、とりあえずノンアルコールちょっとよばれましたけど、最後までおりたかったんですけど、ちょっと農作業あったんで途中で抜けさせてもらって、えらい済みませんでした。そういうことで、いろいろとうちのほうも・・・してほしいんですけど、なかなかうまいことしてもらえたらいいなと思ってますんで、これからよろしく願います。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。

議案第1号「農地法第2条 非農地証明交付申請の承認」について、事務局より説明と担当委員の説明をよろしく願います。

事務局（民農里英）

議案第1号「農地法第2条 非農地証明交付申請の承認」について。別添の農地につき、農地法第2条の農地でない旨の証明願いがあったので、審議願いたい。令和元年8月9日提出、高野町農業委員会会長、柳葵。

今回の申請は、3件でございます。

まず番号1、3ページをごらんください。

農地の所在、湯川字・・・番で、場所については、4ページの航空写真をごらんください。登記簿は畑、現況地目は原野、現在の農振区分は農振農用地外です。面積は、・・・平方メートル、申請者の住所氏名、・・・番地、・・・氏です。

現地調査につきましては、7月30日、事務局と上田委員と実施いたしました。後ほど、委員より報告があります。

申請地は、昭和50年ごろ、申請者が右下肢を負傷したことにより、傾斜地である本申請地において、耕作することが困難となり、ほかに耕作する者もおらず、次第に荒廃農地となり、現在に至っております。

以上について、現地確認及び書類審査いたしました結果、申請に必要な書類は全て添付されており、農地法第2条の非農地証明の承認について、承認相当と判断します。

番号1についての説明は、以上です。

議長

はい、ありがとうございました。
それでは、担当委員をお願いします。

8番上田委員

8番、上田です。

本案件について、令和元年7月30日に事務局の谷主査と民農主事とともに現地調査を行いました。

申請地にあつては、現在、地盤もかたくなり、雑草や高野槇が生い茂っており、事務局説明のとおり現地において、農地法第2条の農地でないことに該当しないことを確認しましたので、以上報告します。

議長

はい、ありがとうございました。
続いて番号2番をお願いします。

事務局（民農里英）

番号2番です。

3ページ、番号2をごらんください。

農地の所在、東富貴字・・・番地を含む、計3筆です。場所については5ページの航空写真をごらんください。登記簿は畑、現況地目は山林です。農振区分は、農振農用地外、面積は・・・平方メートルです。申請者の住所氏名は、・・・番地、・・・氏です。

現地調査につきましては、7月29日、事務局と柳会長と実施いた

しました。後ほど、報告がございます。

申請地は、昭和29年以前から耕作に供することもなく、また申請地を含めた周囲一帯において、森林の様相を呈しており、将来的にも農地への復元が困難と思われることから、非農地と判断されています。

以上について、現地確認及び書類審査いたしました結果、申請に必要な書類は全て添付されており、農地法第2条の非農地証明の承認について承認相当と判断しました。

番号2についての説明は、以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、私が、続いて報告したいと思います。

9番柳ですけど、本案件について、令和元年7月29日に事務局の谷主査と民農主事とともに現地調査を行いました。

事務局が先ほど言ったとおり、森林で木もかなり植えて年数がたつてると思っています。40年近くたつてるんですかな、それで農地としても全然復元する気配もないし、畑もいろいろと出てますんで、現地において農地法第2条の農地でないことに該当しないことを確認しました。そういうことで、一カ所ちょっと見に行こうかなと思ったら、何か囲いをしてまして、現地直接、この写真見てもらったらかかりますねんけど、行けないところもありましたんですけど、農地でない森林でしたんで、そういうことですので、協議よろしく願いいたします。

以上です。次、お願いします。

事務局（民農里英）

続いて、番号3番です。

農地の所在、西富貴字・・・番地を含む計3筆で、場所については、9ページの航空写真をごらんください。登記簿は畑が2筆、田が1筆です。現況地目は3筆とも山林、現在の農振区分は農振農用地外です。面積は・・・平方メートルです。申請者の住所氏名は、・・・番地、・・・氏です。

現地調査につきましては、7月29日、事務局と井阪委員と実施いたしました。後ほど、井阪委員より報告があります。

申請地は、昭和60年ごろより鳥獣害の被害に遭うとともに、耕作者が高齢となったことにより高野槇を植林したため、現在に至っております。

以上について現地確認及び書類審査いたしました結果、申請に必要な書類は全て添付されており、農地法第2条の非農地証明の承認について、承認相当と判断しました。

番号3についての説明は、以上です。

議長

はい、ありがとうございました。
それでは、担当委員をお願いします。

2番井阪委員

2番、井阪です。

本案件について、令和元年7月29日に、事務局の谷主査と民農主事とともに、現地調査を行いました。

申請地においては、事務局の説明のとおり、3筆ともに昭和60年ごろ、30年以上あると思われる高野槇が生い茂る山林となっていました。現地において、農地法第2条の農地でないことに該当しないことを確認しました。

以上で、報告を終わります。

議長

はい、ありがとうございました。
ただいま事務局並びに担当農業委員より3つ説明などがありました。ただ、これについて何か御質問なり、何か意見ございませんか。

2番井阪委員

2番、井阪です。

済みません。この畑なんですけど、割と下草もきれいに刈られているんですけども、今は非農地やけども、これらの高野槇が大きくなってきて、切り花として使われたら、その地は畑にならないんですか。山林でいいんですか。槇も切り花やったら畑植えてもいいとか、聞いたことありますねんけどね。

事務局（民農里英）

切り花であれば、出荷とかしてる様子があって耕作しているような気配があれば、農地の現地調査においても高野槇の農地というふうに御判断していただいていると思います。なんですけれども、今回の2条申請については、今現在、申請のあった土地について、農耕作できる状態であるかというのを見ていただいて2条申請自体が、自分の土地はもう非農地じゃないということで、その判断を見て、現況について農業委員さんに確認してもらって、今現在、将来的にも農地として活用できるか、できないかというのを見るという。

2番井阪委員

後々、する人がいはれへん農地としては、絶対せえへんと思う。そういうことで判断しました。

事務局（小西 敏嗣）

それで、そういった判断していただいたんですけどもね。まあ、いろいろ小さいときやったら、ほんまに切り花とかになるんやけど、やっぱし手入れせえへんようになってきたら、ほんま木になってきますからね。

井阪委員

はい結構です。

議長

ほかにないですか。
これで農地で申請しとるとかいうのはまた

井阪委員

あれ絶対するということはあれへん。

議長

あれへん、ないさかいな。

井阪委員

しっかりした槇に育ってました。

事務局（小西 敏嗣）

もともと、杉、ヒノキ皆伐して、槇植えて山から山ってというのが、なるんやけど、今回ちょっとこの申請のっていうところで、済みませんけど、判断していただきましたんで、ありがとうございました。

議長

そういうことですか、ないですか。そういうことで一応許可したいと思えますんで、またよろしく願いいたします。
それでは、この件について何かないですか。あったらお願いします。

（「ない」と呼ぶ者あり）

議長

ないようですので、報告第7号「令和元年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会」について、事務局より説明、お願いいたします。

事務局（民農里英）

報告第7号「令和元年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会」について、和歌山県農業会議事務局長より、令和元年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会の開催について通知があったので報告する。令和元年8月9日提出、高野町農業委員会会長、柳葵。

こちらについては、13ページをごらんください。

済みません、前回の会議で第一報として、9月3日の火曜日にかつらぎ町というふうに御報告させていただいてたんですけども、9月2日の月曜日、橋本市民会館のほうで開催という形に決定いたしました。夏のお忙しいときに、1日でも前後するって大変なことやと思うんですけども、申しわけありません。また、調整お願いして、ぜひ御参加いただきたいと思えます。場所については、小さなA4の紙でお渡しさせてもらってるんですけども、1階のギャラリーというところでありまして。前回、去年と同じように各自で行っていただいて、帰っていただくというふうになりますので、よろ

しくお願いいたします。

議長

そういうことですので、参加お願いしたいと思います。橋本の市民会館ですんで、近い、前よりは近いというかあれですんで、協力よろしくお願いいたします。何かチラシ入ってますんで、またこれちょっと参考にしてください。
他に何かありますか。はい、どうぞ。

井手上委員

4番井手上です。決定もしてるし言わんとかかいなと思ったけどまあいろいろ。言わんとかいうてもちょっと言うとかんと、何も知らんのかいなと思われたら悪いんで言わせてもらおうと、この議案の中で、1個目は上田委員さんがきて2つ目は議長が提案してるさかいに、これはできるんかどうかわからへんのやけども、3番目は井阪委員がしてるさかいやけども、議長さんが提案して審議するって、たまたまきょうはおれへんさかいに、こないしますよとかっていつて事前に了解をもうとんやったら構わへんけども、何もなしにどんどんどん進んでいつて通ってるさかいに構わへんけど、きょう出席してる委員さん何もそんなことも知れへんのか、事務局も何も知らんとそんなことしてるんやったら公表されとるんやからね高野の農業委員会、そんなことしとんかいつて思われるとも限らんので、意見。

井阪委員

これは現地の報告やさかいにええんちゃう

事務局（小西 敏嗣）

済みません。今後また会長のツキの部分のときは副会長、きょうはいてないのであれなんですけど、また副会長おれへんときは、事前に調整させてもらって。

議長

そうですね。他にありませんか。
ほんならどうもありがとう終わりたいと思いますんで。研修会みんな参加していただくように、よろしく申し上げます。

*****午前10時31分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和元年 月 日

会 長 _____

署名委員 2 番 _____

署名委員 8 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。